

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年4月24日(2014.4.24)

【公表番号】特表2012-502110(P2012-502110A)

【公表日】平成24年1月26日(2012.1.26)

【年通号数】公開・登録公報2012-004

【出願番号】特願2011-526988(P2011-526988)

【国際特許分類】

A 6 1 K 9/50 (2006.01)

A 6 1 K 47/30 (2006.01)

B 0 1 J 13/12 (2006.01)

A 6 1 K 31/485 (2006.01)

A 6 1 P 25/36 (2006.01)

A 6 1 K 47/34 (2006.01)

A 6 1 K 47/32 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 9/50

A 6 1 K 47/30

B 0 1 J 13/02 J

A 6 1 K 31/485

A 6 1 P 25/36

A 6 1 K 47/34

A 6 1 K 47/32

【誤訳訂正書】

【提出日】平成26年3月3日(2014.3.3)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

微粒子を生成するためのプロセスであって、

(a) 連続プロセス媒体において、薬剤、ポリマー、および前記ポリマーのための第1の溶媒を含む第1の相を含むエマルションを形成することと、

(b) 前記微粒子を形成するために、前記第1の相から抽出相へ、前記第1の溶媒を抽出するために、原位置で、前記エマルションを前記抽出相に接触させることと、を含み、前記抽出相の一部分が連続的に除去され、補充(make up)抽出相流体が、前記抽出相に再び添加され、抽出率が、ステップ(b)中に経時的に増加する、プロセス。

【請求項2】

請求項1に記載のプロセスであって、前記補充抽出相流体は、

(1) 前記抽出相の精製されたリサイクル部分であって、前記第1の溶媒の少なくとも一部分が除去された、リサイクル部分と、

(2) 前記抽出相の新たな部分と、または

(3) (1)および(2)の両方を含む流体と、を含む、プロセス。

【請求項3】

前記抽出相は、2つ以上の共溶媒を含む、請求項1または2に記載のプロセス。

【請求項4】

前記エマルションは、単一のエマルションである、請求項 1～3 のいずれか 1 項に記載のプロセス。

【請求項 5】

前記エマルションは、二重エマルションである、請求項 1～4 のいずれか 1 項に記載のプロセス。

【請求項 6】

前記初期抽出率は、0.5よりも大きく、5.0以下である、請求項 1～5 のいずれか 1 項に記載のプロセス。

【請求項 7】

前記初期抽出率は、1よりも大きく、3.0以下である、請求項 1～6 のいずれか 1 項に記載のプロセス。

【請求項 8】

前記初期抽出率は、1よりも大きく、2.5以下である、請求項 1～7 のいずれか 1 項に記載のプロセス。

【請求項 9】

前記初期抽出率は、1よりも大きく、2.0以下である、請求項 1～8 のいずれか 1 項に記載のプロセス。

【請求項 10】

前記抽出率は、ステップ(b)において経時的に増加する、請求項 1～9 のいずれか 1 項に記載のプロセス。

【請求項 11】

前記抽出相は、実質的に水を含む、請求項 1～10 のいずれか 1 項に記載のプロセス。

【請求項 12】

前記プロセスはセミバッチプロセスであり、前記連続プロセス媒体は貯蔵槽に存在し、前記抽出相流体は前記貯蔵槽に添加される、請求項 1～11 のいずれか 1 項に記載のプロセス。

【請求項 13】

前記抽出相流体は、前記連続相に連続的に添加される、請求項 1～11 のいずれか 1 項に記載のプロセス。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0024

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0024】

原位置プロセス(in situ process)において、エマルションが、抽出相と混合される。原位置とは、抽出相が、エマルションの全てまたは実質的に全てと直接接触および混合されることを意図したものである。エマルションからの溶媒の抽出は、米国特許番号第6,471,995号に示されるように、溶媒が連続相から抽出される分離した単位操作において、連続相をエマルションから除去することでは、起こらない。エマルションが抽出相と密接に接触および混合される抽出は、エマルション-抽出相貯蔵槽において直接起こる。本明細書におけるプロセスは、また、米国特許番号第6,471,995号に示されるような、溶媒を分離するための、貯蔵槽内の膜の使用とは異なっている。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0039

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0039】

さらに、初期の低い抽出率で微粒子を形成可能であるため、微粒子スラリーのための大きな貯蔵槽の必要性は低くなり、次いで、抽出相を同時に添加および除去することにより、より高い抽出率を実現可能である。このため、多数の初期抽出相物質およびより大きな槽が不要である。槽容積を小さくすることによるさらなる利点は、捕集(c o l l e c t i o n)、単離、および濾過等の微粒子スラリーの最終容積に対して行われる以降の単位操作のための処理時間の短縮である。